

熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て短期支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業をいう。以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象等)

第2条 本事業の対象となる者、保護者の負担額及びその算定方法その他の本事業の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業を利用しようとする者は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査を行い、相当と認めるときは、当該申請をした者に対して本事業の実施の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する実施の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定により本事業の実施の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める事由に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象者が第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象者が第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により本事業の実施の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者に事業の提供をすることが著しく不適當であると市長が認めるとき。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市子育て短期支援事業実施要綱

制定 平成 7年 4

月 1日決裁

改正 平成13年

4月 1日決裁

平成14年 9月

1日決裁

平成15年10月

1日決裁

平成20年 4月

1日決裁

平成22年 6月

1日子育て支援課長決裁

平成22年 9月

27日子育て支援課長決裁

平成24年 5月

17日子ども支援課長決裁

平成24年 7月

3日子ども支援課長決裁

平成26年3月3

1日健康福祉子ども局長決裁

平成28年3月2

2日子ども支援課長決裁

平成29年2月15日

子ども支援課長決裁

平成29年11月29

日子ども支援課長決裁

平成30年3月15日

子ども支援課長決裁

(目的)

第1条 この事業は、児童を養育している家庭の保護者（以下、「保護者」という。）が疾病及び就労等の事由で、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合又は配偶者等からの暴力その他経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合等に、児童福祉施設等において、養育・保護することによって、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、熊本市とする。

(事業の運営方法)

第3条 事業の運営については、利用者の決定等を除き、社会福祉法人等（以下、「施設」という。）に委託することができる。

(事業の種類及び内容)

第4条 事業の種類は、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業とし、その内容は次のとおりとする。

2 ショートステイ事業とは、保護者の疾病、その他の身体上若しくは精神上又は環境上の事由等で、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合又は配偶者等からの暴力その他経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合等に、施設において一時的に、養育・保護するものをいう。利用の期間は、1回につき7日以内とし、市長が必要があると認めた場合には、最大14日まで延長することができる。また、入退所は、原則として午前9時から正午までとし、やむを得ない場合は午後5時までとする。

3 トワイライトステイ事業とは、保護者が仕事等の事由によって平日の夜間又は次の各号に定める日に不在のため、一時的に家庭での養育が困難となった場合やその他の緊急の場合に、その児童を施設において一時的に保護し、生活指導、食事の提供等を行うものをいう。利用時間については、夜間預かりは、保育園等の終了時から午後9時までとし、休日預かりは、おおむね午前8時から午後5時までとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 土曜日（ただし、保育園や児童育成クラブ等の代替施設等の利用ができない場合に限る。）

(利用要件)

第5条 事業を利用できる対象者は、熊本市内に居住する者で、次の各号に掲げる者とする。

(1) 保護者が、次に掲げる事由に該当する家庭の児童

ア 疾病

イ 出産、看護、事故、災害、失踪等の事由

ウ 就労

エ 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加等の事由

オ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上又は精神上的の事由

カ その他市長が必要と認める事由

(2) 配偶者等からの暴力その他経済的な理由により緊急一時的に保護が必要な母子

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、利用を制限することがある。

(1) 感染症、その他疾病により医療機関で医療を受ける必要があると認めるとき。

(2) その他市長が集団生活に適さないと認めるとき。

(児童の送迎)

第6条 児童の施設への送迎は、保護者の責任において行うものとする。

(登録申請及び登録決定通知書の通知)

第7条 保護者は、当該事業を利用しようとするときは、子育て短期支援事業登録申請書（様式1号）及びその他必要とする書類を市長に提出し登録するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭（電話連絡を含む。）による申出を行い、市長が事業の利用を必要と認めた場合は、事後において本条本文に記載する書類を市長に提出し、登録することができるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、審査のうえ適当と認めた保護者に対し子育て短期支援事業登録決定通知書（様式2号）を通知するとともに、施設に対して子育て短期支援事業登録者決定通知書（様式2号の2）を通知するものとする。

(利用申請及び利用決定通知書等の通知)

第8条 登録期間内に事業を利用しようとする保護者は、子育て短期支援事業利用申請書（様式3号・母子の保護においては様式3号の2）及びその他必要とする書類を市長に提出するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、口頭（電話連絡を含む。）による申出を行い、市長が事業の利用を必要と認めた場合は、事後において本条本文に記載する書類を市長に提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、審査のうえ利用の可否を決定し、保護者に対し子育て短期支援事業利用決定通知書（様式4号）又は子育て短期支援事業申請却下通知書（様式4号の2）を通知するとともに、施設に対してその写しを送付するものとする。

（変更等）

第9条 第7条第2項及び第8条第2項に規定する決定通知書の交付を受けた保護者は、決定事項等に変更が生じた場合、子育て短期支援事業決定事項変更届（様式5号）を市長に提出するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合であって、利用期間の変更が必要となった場合は、保護者は施設に利用の可否を確認後、口頭（電話連絡を含む。）による申出を行い、事後において本条本文に記載する書類を市長に提出することができるものとする。

2 市長は、前項の届を受理したときは、必要に応じて、保護者に対し子育て短期支援事業決定事項変更通知書（様式6号）を通知するとともに、施設に対してその写しを送付するものとする。

（報告）

第10条 施設の長は、月毎にその月に終了した利用実績について、子育て短期支援事業実績報告書（様式7号）を市長に提出するものとする。

（経費）

第11条 委託料の額及び保護者負担額は、別表1のとおりとする。

2 施設の長は、委託料については月毎に子育て短期支援事業委託料請求書（様式8号）を市長に提出して請求するものとする。

3 保護者は、別表1に定める保護者負担額を、事業利用終了時に施設に直接支払うものとする。

4 事業の実施に要する経費は、本条第2項及び第3項による委託料及び保護者負担額をもって充当するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

熊本市子育て支援短期利用モデル事業実施要綱（平成6年4月1日施行）は、この要綱の施行をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表1)

委託料の額及び保護者負担額

(単位：円)

ショートステイ事業		委 託 料	保護者負担額
・生活保護世帯 ・母子(父子)世帯かつ <u>市町村民税非課税世帯</u>	2歳未満	10,000	0
	2歳以上	5,500	0
	一時保護の母	1,500	0
・市町村民税非課税世帯 ・母子(父子)世帯	2歳未満	8,900	1,100
	2歳以上	4,500	1,000
	一時保護の母	1,200	300
・一般世帯	2歳未満	5,000	5,000
	2歳以上	2,750	2,750

(単位：円)

トワイライトステイ事業		委 託 料	保護者負担額
・生活保護世帯 ・母子(父子)世帯かつ <u>市町村民税非課税世帯</u>	夜 間	1,500	0
	休 日	2,700	0
・市町村民税非課税世帯 ・母子(父子)世帯	夜 間	1,200	300
	休 日	2,350	350
・一般世帯	夜 間	750	750
	休 日	1,350	1,350

(備考)

母子（父子）世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない女子（男子）であって、現に児童を扶養している者の属する世帯又は父母がいない場合であって父母以外の単身者が現に児童を養育している世帯をいう。また、課税状況については世帯で判断するが、緊急一時保護の母子については母子世帯とみなし、母の課税状況により徴収する。

様式1号

子育て短期支援事業登録申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 氏

住所 熊本市

氏名

印

電話番号 ()

—)

下記のとおり、子育て短期支援事業への登録を申請します。

なお、当事業の決定に必要な市民税関係の調査をされることにも同意します。

希望施設名				
登録申請期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで			
登録理由	就労・その他 ()			
(ふりがな) 児童名		生年月日	年 月 日 (歳)	
		性別	男 ・ 女	
世帯構成員	氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先・電話番号
			S・H 年 月 日	

母 の 状 況	就 労	無・有（ ） 就労時間 時 分～ 時 分 休日・時間外就労 有・無		
	そ の 他	出産・疾病・介護等 医療機関名（ ） 対象者名 （ ） 出産・入院（予定）期間； 年 月 日～ 年 月 日 行事等への出席…行事名（ ） 期日； 年 月 日		
父 の 状 況	就 労	無・有（ ） 就労時間 時 分～ 時 分 休日・時間外就労 有・無		
	そ の 他	疾病・行事への出席等		
祖 父 の 母 状 況	父方	（同居・別居 → 市内・市外）	保育不可 の理由	老 齡 ・ 遠 方 ・ 就 労 ・ 疾 病 （ ）
	母方	（同居・別居 → 市内・市外）	保育不可 の理由	老 齡 ・ 遠 方 ・ 就 労 ・ 疾 病 （ ）
家 庭 状 況	生活保護・住民税非課税・母子家庭・父子家庭・その他の世帯			
シヨート・トワイライト（夜）・トワイライト （休）	添 付 書 類	・就労証明書・出張証明書・採用予定 証明書 ・診断書・母子健康手帳写し ・その他（ ）		
備考				

様式2号

発第 号
年

月 日

様

熊本市長

印

子育て短期支援事業登録決定通知書

年 月 日付で申請があった子育て短期支援事業登録申請について

下記のとおり決定します。

記

1. 登録児童名

2. 登録施設名

(所在地 :

TE

L :)

3. 登録期間 年 月 日 ~ 年 月

日

4. 利用料

保護者負担金 (1人1日当たり)

区 分	ショートステイ	トワイライトステ イ（夜 間）	トワイライトステ イ（休 日）
2歳未満			
2歳以上			

様式2号の2

発第 号

年 月

日

様

印

子育て短期支援事業登録者通知書

下記の児童について、標記事業の登録者となりましたので通知します。

記

1. 登録児童名

2. 登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 申請書の写し 別紙のとおり

4. 利用料

保護者負担金（1人1日当たり）

区 分	ショートステイ	トワイライトステ イ (夜間)	トワイライトステイ (休日)
2歳未満			
2歳以上			

様式3号

子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所 熊本市
氏名

印

(TEL :

—) 下記のとおり子育て短期支援事業の利用を申請します。

ふりがな 児童名	男 女 (歳)	施設名	
利用の理由	<input type="checkbox"/> 保護者の疾病 <input type="checkbox"/> 育児ノイローゼ <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他 ()		

利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 () 泊・日				
緊急連絡先	(TEL : -)				
児童の 就学等の状況	保育所・幼稚園・学校等の名称 () 学年等 ()				
児童の健康 状況等	健康状態 (強健・普通・病気がち)				
	既往症 有 (病名 ;) 無				
	服薬前 有 (薬の名) 無				
	アレルギー 有 () 無				
	その他の特記事項 ()				
家庭状況	生活保護・住民税非課税・母子家庭・父子家庭・その他の世帯				
被保険者証	社保・国保・その他	記号		番号	
施設確認欄	利用期間 ; 年 月 日～ 年 月 日 () 泊・日				
区分	ショートステイ・トワイライトステイ (夜間) ・トワイライトステイ (休日)				
備考					

様式3号の2

子育て短期支援事業利用申請書

年 月 日

熊本市長 宛

申請者 住所 熊本市
氏名

印

(TEL :

—)

下記のとおり子育て短期支援事業の利用を申請します。

					施設名	
ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先・保育所や学校等・電話番号 ・その他健康状態など特記事項	

利用の理由					
利用期間	年 月 日～ 年 月 日 () 泊・日				
緊急連絡先	(TEL : -)				
家庭状況	生活保護・住民税非課税・母子家庭・父子家庭・その他の世帯				
被保険者証	社保・国保・その他	記号		番号	
施設確認欄	利用期間； 年 月 日～ 年 月 日 () 泊・日				
備考					

様式4号

発第 号
年

月 日

様

熊本市長

印

子育て短期支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請があった子育て短期支援事業利用
申請について

下記のとおり決定します。

記

1. 利用者氏名・生年月日

2. 利用施設名

(所在地 :

TEL :

)

3. 利用期間

年 月 日 ~

年 月 日

4. 世帯区分

5. 利用料

保護者負担金 (1人1日当たり)

区分	ショートステイ	トワイライトステイ	トワイライトステイ
----	---------	-----------	-----------

		(夜間)	(休日)
2歳未満			
2歳以上			

変更があったとき

※上記の決定内容に変更が生じた場合には、すみやかに利用施設及び区役所保健子ども課へご連絡ください。

「変更届」を区役所の保健子ども課に提出してください。

※お子さまの健康状態（伝染性の病気など）によっては、利用をお断りすることもありますので、ご了承ください。

※当日、施設内で感染症等が発生し、利用できない場合もありますので、ご了承ください。また、ご利用前（なるべく前日まで）に施設に利用の確認をとってください。

この決定通知書は、利用の際に施設へ持参してください。

様式4号の2

発第 号
年

月 日

様

熊本市長

印

子育て短期支援事業申請却下通知書

年 月 日付けで申請があった子育て短期支援事業利用申請
について

下記の理由により利用できませんので通知します。

理由	
----	--

様式5号

子育て短期支援事業決定事項変更届

年

月 日

熊本市長 宛

申請者 住所 熊本市

氏名

印

(TE

L: -)

下記のとおり子育て短期支援事業決定事項等の変更がありましたので届け出
します。

記

1. (登録・利用) 児童(者) 名

2. (登録・利用) 施設名

3. 決定事項等の変更

変更理由	<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 生計状況変更 <input type="checkbox"/> 利用期間の変更 <input type="checkbox"/> 保護者からの利用辞退 <input type="checkbox"/> 施設からの利用制限 <input type="checkbox"/> その他 ()	
変更内容	変 更 前	変 更 後
住 所		
生計状況		
その他 (期間 等)		

様式6号

発第 号
年

月 日

様

熊本市長

印

子育て短期支援事業決定事項変更通知書

このことについて、下記のとおり決定事項等の変更がありましたので
通知します。

記

1. (登録・利用) 児童(者) 名
2. (登録・利用) 施設名

3. 決定事項等の変更

変更内容	変更前	変更後
住所		
生計状況		
その他 (期間 等)		

4. 利用料保護者負担金（1人1日当たり）

区分	ショートステイ	トワイライトステイ (夜間)	トワイライトステイ (休日)
2歳未満			
2歳以上			

様式7号

子育て短期支援事業実績報告書

年 月 日

熊本市長 宛

シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
シ・ ト				生保・非課税・母子・父子・そ の他		
合 計 額						

課長	副課長	主査	班員

検 査 報 告 書

上記業務は契約書のとおり完了していることを認める。

年

月 日

検査員 課名

職名

氏名

印

様式8号

子育て短期支援事業委託料請求書

年 月 日

熊本市長宛

所在地

施設名

法人名

代表者名

印

金	百	十	万	千	百	十	円
額							

熊本市子育て短期支援事業実施要綱第11条の規定に基づいて上記のとおり請求します。

(月分)

<件数>

ショートステイ事業	人	日 (泊)	トワイライトステイ事業	夜間	人	休日	人
-----------	---	----------	-------------	----	---	----	---

<内訳>

区分	児童氏名	年齢	利用日及び期間	世帯区分	委託料額(円×日=円)
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
シ・ト				生保・非課税・母子・父子・その他	
合 計 額					

振 込 先 口 座			
金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人			